

仕 様 書（福井）

1. 件名

令和 7 年度福井公共職業安定所賃貸駐車場及び駐車場北側出入口（福井労働基準監督署と利用共有分）の除雪及び排雪業務

2. 除雪対象場所（別添の範囲参照）

- ①福井市開発 1 丁目 121－1（開発駐車場 32 台分）
- ②福井市開発 1 丁目 121－5（駐車場北側出入口【福井労働基準監督署と利用共有分】）

3. 除雪及び排雪方法

作業には受注業者が所持する機械を使用することとし、道路交通法等の関係諸法令を遵守のうえ、信義に従い作業を行うこと。また、除雪対象場所駐車場出入口の門扉レールに十分注意を払うこと。

使用する機械は原則としてトラクターショベル（ホイール式・バケット容量 1.6 m³程度以上）と、ダンプトラック（積載荷重 4 t、10 t）を使用し、作業効率を阻害しない範囲において当該規格以外の機械を代用することができるものとする。

なお、除雪後に残った雪が来庁者の歩行の妨げにならないよう注意し、正面玄関前、スロープ等の通路を塞ぐ雪も可能な限り除雪すること。

また、排雪は福井市指定の排雪場所に運搬のうえ、排雪すること。

4. 除雪要請

当局において除雪が必要と判断した場合に受注業者に除雪の要請をするものとし、受注業者は速やかに出動し作業を行うものとする。（夜間および早朝での除雪業務も含む。）

5. 報告及び検査

受注業者は要請を受けて除雪業務を行ったときは、除雪業務の開始時刻、終了時刻を記した日報を作成し、当局指定の検査職員に報告のうえ検査を受けるものとする。

なお、検査に合格しない場合は、検査職員の指示に従い再度業務を行わなければならない。

6. 請求金額の算定

各契約単価の作業毎の 1 ヶ月の稼働時間の合計に 1 時間未満の端数が生じた場合、その端数が 45 分以上 1 時間未満となる場合は 0.75 時間、30 分以上 45 分未満となる場合は 0.5 時間、15 分以上 30 分未満となる場合は 0.25 時間として算定するものとし、端数が 15 分未満の場合は、これを切り捨てるものとする。但し、当該月の総稼働時間が 15 分未満の場合は 0.25 時間とする。

また、月末締めにて請求金額の算定を行い請求書を提出すること。

7. 予定数量

以下のとおり。

予定数量は期間内における発注数を保証するものではなく、増減することがある。また、発注数量に変動があった場合でも、同一単価で対応すること。

なお、以下に示す規格以外の重機等を使用する可能性があり、かつ単価が異なる場合には、必ず見積書に記載すること。

種類	日	時間	予定数量
除雪（トラクターショベル 1.6 m ³ 程度）	平日	昼間	1 h
		夜間	2 h
	休日	昼間	1 h
		夜間	0 h
排雪（ダンプトラック 10 t）	平日	昼間	0 h
		夜間	0 h
	休日	昼間	2 h
		夜間	0 h
排雪（ダンプトラック 4 t）	平日	昼間	0 h
		夜間	0 h
	休日	昼間	0 h
		夜間	0 h

8. 見積書・請求書について

- ・提出先：福井労働局 総務課 佐々木まで
〒910-8559 福井市春山 1－1－54 福井春山合同庁舎 14 階
T E L 0776-22-2655
- ・見積書宛名：「支出負担行為担当官 福井労働局総務部長」あて
- ・請求書宛名：「支出官 福井労働局長」あて

9. その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当局担当者と協議のうえ決定することとする。

◎範囲（福井）

- ① 福井市開発1丁目121-1（開発駐車場32台分）
- ② 福井市開発1丁目121-5（駐車場北側出入口【福井労働基準監督署と利用共有分】）

